

第二章 教育財政

第一節 県財政の現状と教育費の関係はどうなっているか

昭和三十一年三月二十五日、本県は地方財政再建特別措置法の適用をうけるべく、自治庁長官の指定を受けた。

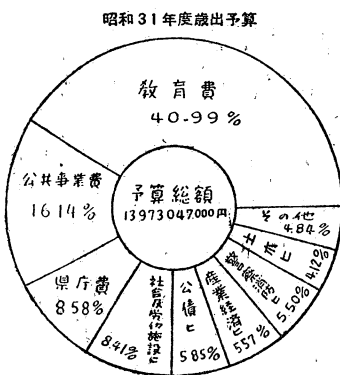
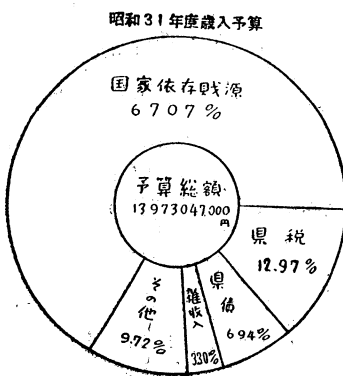
そこで、教育財政を含む県の財政再建整備計画要綱を定め、これを基本として、同年六月三十日付で、この計画が承認され、財政再建債についても一八億六千万円の起債承認を得た。

その年次計画の概要は次のようである。

財政再建年次計画表 (部分)

会計年度	差引額		当該年度支
	歳入	歳出	
昭和29年度	△	△	1,144
30	△△	△△	356
31	△△△	△△	272
32	△△△	△△	232
33	△△△	△△	156
34	△△△	△△	287
35	△△△	△△	409
36	△△△	△△	416
37	△△△	△△	502
38	△△△	△△	514
39	△△△	△△	536

このように歳入を確保して、歳出を抑制しようとするものであるが、昭和三十一年度県予算にみる主財源は二六%であり、国家依存財源が別図に示したごとく、六七%に達している。



このことは、昭和三十、三十一の両年度についても大きな差異はないものと考えられる。

昭和二十九年歳出によれば、人件費六六%、公共事業費二一%、県債償還費三%等、固定的経費が九〇%に達し、県が自主的に調整できる経費は一〇%約一六億円に過ぎなかった。

教育費については、昭和三十一年度県予算総額に占める割合が四〇%を超え、そのうち人件費が九〇% (教育委員会所管経費の九五%) である。近時児童生徒数の増加とともに教職員の給与費は次第に増し、県予算に占める比重は、ますます増加しつつある。

第二節 昭和三十年度の教育費

決算にみる概況

昭和三十年度の当初予算は、総額のうち四三%が教育費で占められていた。

これは、人件費を中心とする骨格予算

であり、人件費が大部分である教育費であることよって比率が高くなったものである。

殊に本県は生産人口に対する児童生徒数の比率が高く、その増加率も著しい。したがって、県の財政力に比して教育費の占める割合が多くなる傾向にあり、県税の負担力の全国平均よりはるかに低い本県の教育は、極めて不利な事情にある。

その後年度内に追加更正され、総額五七億円 (県総額の三五%) に達したが、決算額は五六億六千万円 (三六%) であつた。

県決算総額と教育費

費目	昭和三十年度決算	
	決算額	比率
議会費	五五,〇九七,一五四	〇.三%
県庁費	一,三四,四〇八,六九八	八.三%
警察防衛費	七六六,三九八,〇八八	五.四%
土木費	五七,二九八,三三三	〇.四%
教育費	五,六六七,六三三,三三三	三三.六%
公共事業費	二,四七二,二〇七,七六六	一四.一%
社会及労働費	一,二四三,三〇〇,八三三	八.一%
施設衛生費	二,二四三,二七三,二五五	一五.四%
保健衛生費	二,二〇〇,七〇七,五五五	一五.一%
産業経済費	一,七六六,一八八,四四四	一二.六%
財産費	一,七六六,一八八,四四四	一二.六%
統計費	三,四〇〇,三〇〇,三〇〇	二.四%
選挙費	三,二二七,四四四,〇〇〇	二.三%
公債費	六,八〇〇,〇九二,〇〇〇	四.九%
諸支出金	二,一〇〇,四四四,二二二	一.五%
予備費	二,五九七,〇九九,七七七	一.八%
計	一五,九七三,〇四七,〇〇〇	一〇〇.〇%